

平成30年度 下水道維持管理業務取組発表会
発表概要

所属	御笠川浄化センター
発表タイトル	御笠川浄化センター場内の水銀含有照明器具に対する水俣条約の影響について
取組の目的	水銀使用製品の製造、輸出入を規制する水俣条約により、当浄化センターで将来生じうる照明設備の管理への影響について調査する。
取組内容	<p>2017年の水俣条約発効に伴う国内措置により、2021年以降の蛍光灯器具のランプなど水銀を含む従来型の製品の供給については、先細りになることが予想される。</p> <p>そこで当浄化センターでは、試験的に汚水調整池を対象として、老朽化した蛍光灯器具から順にLED器具へと修繕し、平成30年度末をもって完了する見込みである。</p> <p>また、蛍光灯ランプ等の既設の水銀含有機器の処分について、環境省が定める水銀廃棄物ガイドラインに基づき、センター側が産廃処分計画及び報告のチェックすべき点についても調査する。</p>
取組成果・効果	<p>調査の結果、2021年以降の蛍光灯ランプの取り扱い等に関する知見を得た。</p> <p>また、LED照明器具に更新したことにより、ランプ交換の手間がなくなる、照明に係る消費電力量が低下するなどの効果が見込まれる。</p> <p>現時点では汚水調整池のみとごく一部での取り組みであったため、必要に応じて関係者と協議しながら、今後はセンター全体に漸次展開していきたい。</p>